

著作権法の改正とインターネットについて



～平成21年改正著作権法の概要～

平成21年11月25日

文化庁長官官房著作権課

法規係長 秋山卓也

インターネット技術の進展に伴う 著作権制度に関する議論の動向

(インターネットの特徴)

- 全ての者が発信者であり受信者
- 情報流通の速度の加速、規模の拡大
- 高度な匿名性(通信の秘密、プライバシー)
 - 著作権侵害の深刻化、権利保護の実効性確保の要請
 - **【権利保護強化へ】**

- 新たな情報伝達手段としての可能性
(新規サービス、ビジネスの創出)
 - 著作権が障害とならないよう、情報利用の円滑化の要請
 - **【実質的な権利の制限へ】**

- 情報を複製して伝達していく仕組み
 - 著作権者への権利を不当に害さない「複製」の増加。
 - **【「非実質的」な権利の制限へ】**

平成21年改正法

1. 著作権法の一部を改正する法律(法律第53号):新法施行以来の大改正

* H21.6.19官報第5095号により公布

2. 国立国会図書館法の一部を改正する法律(法律第73号):附則で著作権法を一部改正(42条の3)

* H21.7.10官報号外第146号により公布

著作権法改正の規模の比較 (昭和45年以降)

	改正条文数	改め文の文字数
昭和45年法	155	34,982
昭和53年改正	5	456
昭和59年改正	18	3,461
昭和60年改正	13	2,776
昭和61年改正	26	3,722
昭和63年改正	4	590
平成1年改正	10	2,706
平成3年改正	8	2,449
平成4年改正	21	4,950
平成6年改正	7	2,679
平成8年改正	12	1,580
平成9年改正	11	2,715
平成11年改正	27	7,533
平成12年改正	13	2,166
平成14年改正	28	6,716
平成15年改正	17	2,945
平成16年改正	15	1,938
平成18年改正	25	6,949
平成21年改正	38	12,608

条文数 TOP5

- ①昭和45年法 155
- ②平成21年法 38
- ③平成14年法 28
- ④平成11年法 27
- ⑤昭和61年法 26

※平成21年法＝平成21年法律第53号

文字数 TOP5

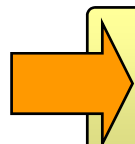
- ①昭和45年法 34982
- ②平成21年法 12608
- ③平成11年法 7533
- ④平成18年法 6949
- ⑤平成14年法 6716

「平成の大改正」

著作権法の一部を改正する法律(平成21年法律第53号)の趣旨

□ 背景

- インターネットを利用した事業が諸外国に比較しても遅れている
- 違法配信からの複製が正規事業を上回る規模となっている
- 障害者の情報格差が拡大している



著作権をめぐる早急な環境整備が必要

□ 改正の趣旨

- 骨太方針2007等に基づき、電子化された著作物等(デジタルコンテンツ)の流通促進のため、インターネット等を活用して著作物等を利用する際の著作権法上の課題の解決を図る。

主な改正箇所

下線は権利制限の見直し

1. 違法な著作物の流通抑止のための措置
 - 私的使用複製の範囲見直し(30- I ③)
 - 著作権等侵害品の頒布申出の侵害化(113- I ②)
2. インターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図るための措置
 - 国立国会図書館における所蔵資料の電子化(31- II、42の3)
 - 美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等(47の2)
 - 送信の障害の防止等のための複製(47の5)
 - 検索エンジンのための複製等(47の6)
 - 情報解析のための複製等(47の7)
 - 電子機器利用時に必要な複製(47の8)
 - 権利者不明の場合の利用の円滑化(67、67の2、103)
3. 障害者の情報利用の機会の確保のための措置
 - 視覚障害者等のための複製等(37- III)
 - 聴覚障害者等のための複製等(37の2)
4. その他
 - 関係規定の整備(26の2- II ③、38- V、43、47の9、48、49、86、95の2- III ②③、97の2- II ②③、102等)
 - 登録原簿の電子化(78、88、104)
 - 自己信託に係る登録規定の整備(77①)

1. 違法な著作物の流通抑止のための措置関係

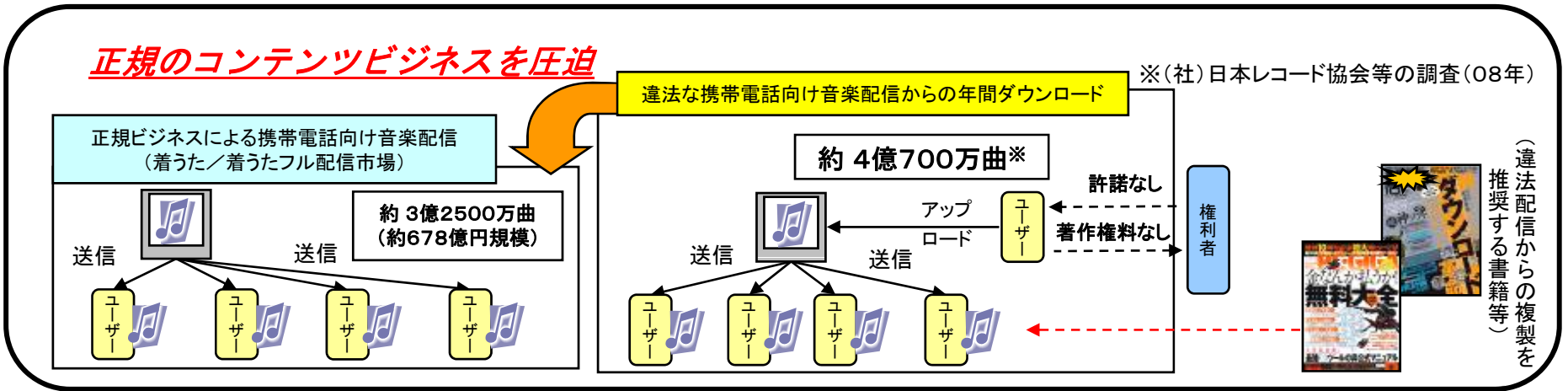
私的使用複製の範囲見直し(30条1項3号)① 背景

- 現行の著作権法では、私的使用目的で行う複製は、違法配信からの複製であっても、権利者の許諾が不要。(著作権法第30条)
- 携帯電話向け違法音楽配信サイトやファイル交換ソフト等によって違法に配信される音楽・映画を複製(ダウンロード)する行為が、正規のコンテンツビジネスを阻害するほどの規模に増大。
- 利用者に対して違法配信からの複製を推奨するような内容の書籍等も容易に入手可能。
- ファイル交換ソフトによる違法配信からのダウンロードについては、アップロードを行う者を特定することが困難な場合があるなど、技術的にも制約がある。

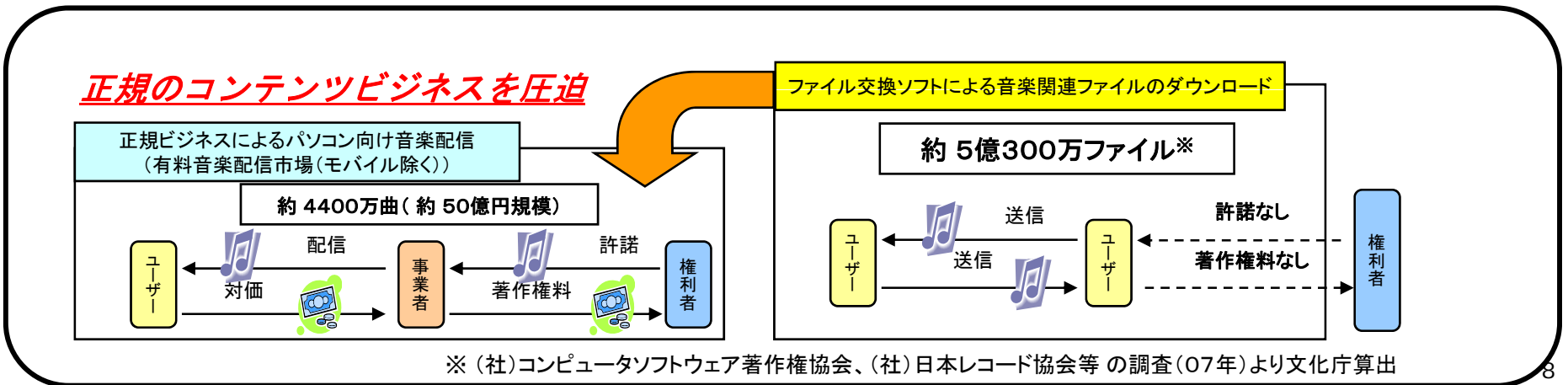
1. 違法な著作物の流通抑止のための措置関係

私的使用複製の範囲見直し(30条1項3号)②

違法な携帯電話向け違法音楽配信（着うた／着うたフル）からの私的録音



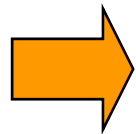
ファイル交換ソフトを利用した音楽ダウンロード



1. 違法な著作物の流通抑止のための措置関係

私的使用複製の範囲見直し(30条1項3号)③

- これまでも、違法配信(アップロード)への対策が精力的に行われてきたが、違法流通の規模がますます大きくなり、違法配信から私的に行われる音楽・映像のダウンロードが、正規のコンテンツ流通市場を上回る規模に達している。



違法配信への対処だけでは限界。

今回の改正により、違法なインターネット配信から音楽や映像を複製(ダウンロード)することは、私的使用目的であっても、違法(権利侵害)となる。

- 対象著作物:原則として音楽、映画
- 対象行為:自動公衆送信(=配信)からの録音・録画(=ダウンロード)
- 国外で行われる自動公衆送信の位置付け(括弧書き)
- 罰則等:あくまで違法配信と知りながら録音録画を行う場合のみを対象としており、罰則の適用もない

1. 違法な著作物の流通抑止のための措置関係

著作権等侵害品の頒布申出の侵害化 (113条1項2号)

- 趣旨: 近時、権利侵害品のネット販売等が盛んになっているところ、頒布目的所持の規定を根拠とした権利行使も困難な状況であることから、頒布の前段階の行為であって、頒布の合意が成立するまでの経過において行われる提供側の行為の中核というべき頒布申出をみなし侵害に追加する
- 「頒布する旨の申出」の意義: 不特定又は特定多数に対して譲渡・貸与することについて外形的に意思表示をすること。
- 「情を知って」: 対象品が侵害品であることを知って行う行為のみが侵害の対象となる
- 関係規定の整備: 121条の1(外国原盤レコードの複製物の頒布等の規制)につき同様の改正を施している。

2. インターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図るための措置

国会図書館における所蔵資料等の電子化(31条2項、42条の3)

31条2項

- 趣旨: 文化的資産の保存という国立国会図書館の役割を果たすため、納本直後の良好な状態で直ちに電子化することを可能にする
- 主体: 国立国会図書館のみ
- 対象行為: 「記録媒体に記録すること」(=電子化)のみ。その後の利用は原則通り要権利処理
- 関係規定の整備: 隣接権準用(102条1項)

42条の3 ※国会図書館法改正法の附則3条による改正

- 国会図書館長が国・地方公共団体により利用可能となったインターネット掲載資料を国会図書館で電子化できること等につき定める。

2. インターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図るための措置

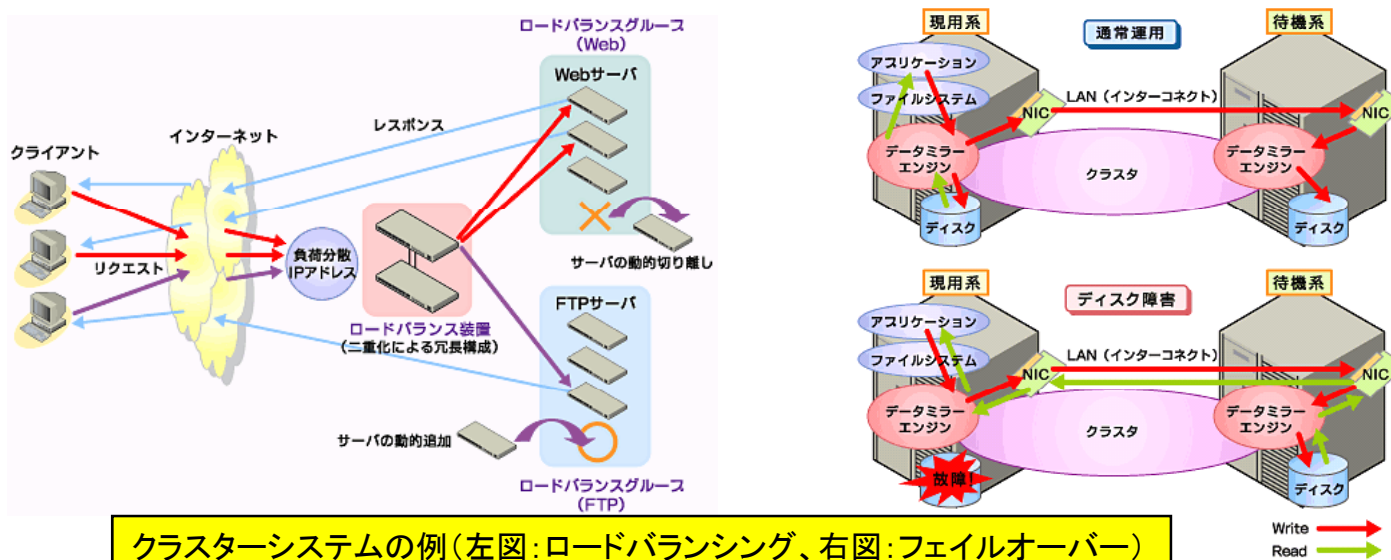
美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等(47条の2)

- ❑ 趣旨: ネットオークション等の対面で行われない取引において商品情報の提供として取引上不可欠な商品紹介用の画像を権利者の許諾なく行えるようにする
- ❑ 対象著作物: 美術の著作物、写真の著作物
- ❑ 複製等主体: ①原作品又は複製物の所有者その他これらの譲渡又は貸与の権限を有する者、②①から委託を受けた者
- ❑ 対象行為: 原作品、複製物の譲渡・貸与の申出に供するための複製、公衆送信。但し、著作権者の利益を不当に害しないための措置として政令で定める措置を講じなければならない(正規市場の保護)
- ❑ 目的限定: 「(原作品、複製物の譲渡・貸与の)申出に供する」場合(目的)に限られる
- ❑ 関連規定の整備: 47条の9(譲渡権の制限)、48条(出所明示義務)、49条1項1号(目的外使用の禁止)、86条1項(出版権準用)

2. インターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図るための措置

送信の障害の防止等のための複製(47条の5)①

- 趣旨：インターネット上の通信を行う上で必須である、頻繁なアクセスに効率よく対処するためのキャッシュサーバーや、情報を安定的に提供できるようにするためのミラーサーバー、バックアップサーバーなどの仕組みにおいて行われている複製につき、著作権侵害に該当しないことを明確化する
- 1項：サーバーを管理する者は、以下の目的上必要な限度において、当該サーバーによって送信可能化され、及びこれに準ずる行為として政令で定める行為がされた著作物を、当該サーバーの送信用HDD以外のHDDに記録することができる。
 - ①リクエストの集中、サーバーの故障等による送信の障害の防止(クラスターシステム)
 - ②サーバーに記録された情報が失われた場合の復旧(バックアップ)



2. インターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図るための措置

送信の障害の防止等のための複製(47条の5)②

- 2項:【具体的に適法となる行為】送信者と受信者の間で同じ情報が繰り返し送受信される場合に備えて、同一情報の送信を省略できるようにしておくために、伝送路の過程のサーバーで行う複製(いわゆる「フォワードキャッシュ」)。←企業や大学等において行われている
- 3項:1項2項に従って作成された複製物を保存してはならない場合を規定
 - 【1号】①1項1号(ミラーリング)、2項(フォワードキャッシュ)の目的で複製を行った者が、各目的の複製物を保存する必要がなくなったと客観的に認められる場合、②当該複製にかかる著作物が違法アップロードであることを知った場合
 - 【2号】1項2号(バックアップ)の目的で複製を行った者が、当該目的のため複製物を保存する必要がなくなったと客観的に認められる場合
- 関係規定の整備:49条1項5号(目的外使用(視聴を含む)の禁止。1項2項関係)、同4号(3項関係)、102条1項(隣接権準用)

2. インターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図るための措置

検索エンジンのための複製等(47条の6)

- 趣旨: 社会的意義を有する検索情報サービスの過程における複製等が著作権侵害に該当しないことを明確化するもの
- 対象著作物: 送信可能化された著作物(ID、パスワード管理されたものは原則除外)
- 複製等主体: 公衆からの求めに応じ、送信可能化された情報にかかる送信元識別符号(※URL)を検索し、及びその結果を提供することを業として行う者(当該事業の一部を行う者を含み、送信可能化された情報の収集、整理及び提供を政令で定める基準に従って行う者に限る)
- 対象行為: ①記録媒体への記録・翻案、②公衆からの求めに応じてURLの提供と合わせて、当該URLにかかる①で記録された複製物・翻案物の自動公衆送信
- 但書: 複製した著作物が違法アップロードされたものであることを知った後は自動公衆送信をしてはならない旨を規定しており、保存禁止や削除義務をも課すものではない。
- 関係規定の整備: 49条1項1号・6号、同2項4号・5号(目的外使用の禁止)、102条1項(隣接権準用)

2. インターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図るための措置

情報解析のための複製等(47条の7)

- 趣旨: 電子計算機を使用した情報解析の過程で行われる複製等は著作物の表現そのものの効用を享受する目的で行われるものではなく、著作物利用としての実質を備えないものと考えられることから、かかる行為が著作権侵害に該当しないことを明確化するもの
- 対象著作物: 無限定だが、但書で情報解析用に創作・提供されているデータベースについて除外する
- 複製等主体: 無限定だが、目的限定(情報解析目的)がある
- 対象行為: 記録媒体への複製、翻案(外部提供、提示は×)
- 情報解析: ウェブ解析、言語解析、音楽・映像・画像解析等
- 関係規定の整備: 49条1項5号、同2項6号(目的外使用(視聴を含む)の禁止)、102条1項(隣接権準用)

2. インターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図るための措置

電子機器利用時に必要な複製(47条の8)

- 趣旨: ブラウザを用いたウェブページの閲覧等、パソコンを用いた著作物の利用の際にパソコン内部の技術的過程で生じる蓄積に関し、複製権が及ばないことを明確化する
- 対象著作物、主体: 無限定(ただし利用局面が限定されている)
- 複製が許される利用局面: 電子計算機(PC、携帯電話等)において、①複製物を用いて、又は②著作物の送信を受信して、著作物を利用する場合(①はPC等での著作物利用、②はネット上の著作物利用)
- ①②の利用自体が著作権侵害となる場合は権利制限されない。
cf. 違法アップロードされたYoutubeなどの動画を視聴する場合: 視聴自体は適法なのでブラウザキャッシュでの複製も適法。
- 関係規定の整備: 49条1項7号(目的外使用(視聴を含む)の禁止※一部政令に委任)、102条1項(著作隣接権準用)

2. インターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図るための措置

権利者不明の場合の利用の円滑化(1)

- 趣旨：過去の放送番組等のコンテンツをインターネットで二次利用する際に権利者の所在不明によって許諾が得られないとの課題、現行の裁定制度は使い勝手が悪く、時間もかかるとの課題の解決を目指すもの

67条の改正(裁定制度の要件の明確化)

- 改正点1：相当な努力を払っても権利者と連絡することができない場合を政令で具体的に定めること(1項)←裁定制度にかかる準備を容易にする効果を期待するもの
- 改正点2：申請書に記載すべき事項、添付資料の内容について政令で定めること(2項)←要件に合致しているかどうかを客観的に判断できるようにすることで、文化庁内の事務処理の簡素化を図り、もって制度運用の迅速化を図るもの

2. インターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図るための措置

権利者不明の場合の利用の円滑化(2)

申請中利用の制度化(67条の2)

- 趣旨: 裁定を待っているのはビジネスの迅速化の要求に応えられないとの課題を解決するもの
- 具体的な手続の流れ→次スライド参照
- 譲渡権の消尽(26条2項3号): 現行26条2項2号と同様に、裁定申請中利用の制度によって譲渡した場合にも譲渡権の消尽を規定
- 関係規定の整備: 70条(裁定に関する手続及び基準)、71条(文化審議会への諮問)、72条(補償金の額についての訴え)、73条(補償金の額についての異議申立の制限)、74条(補償金等の供託)につき、形式的な整備を行っている。

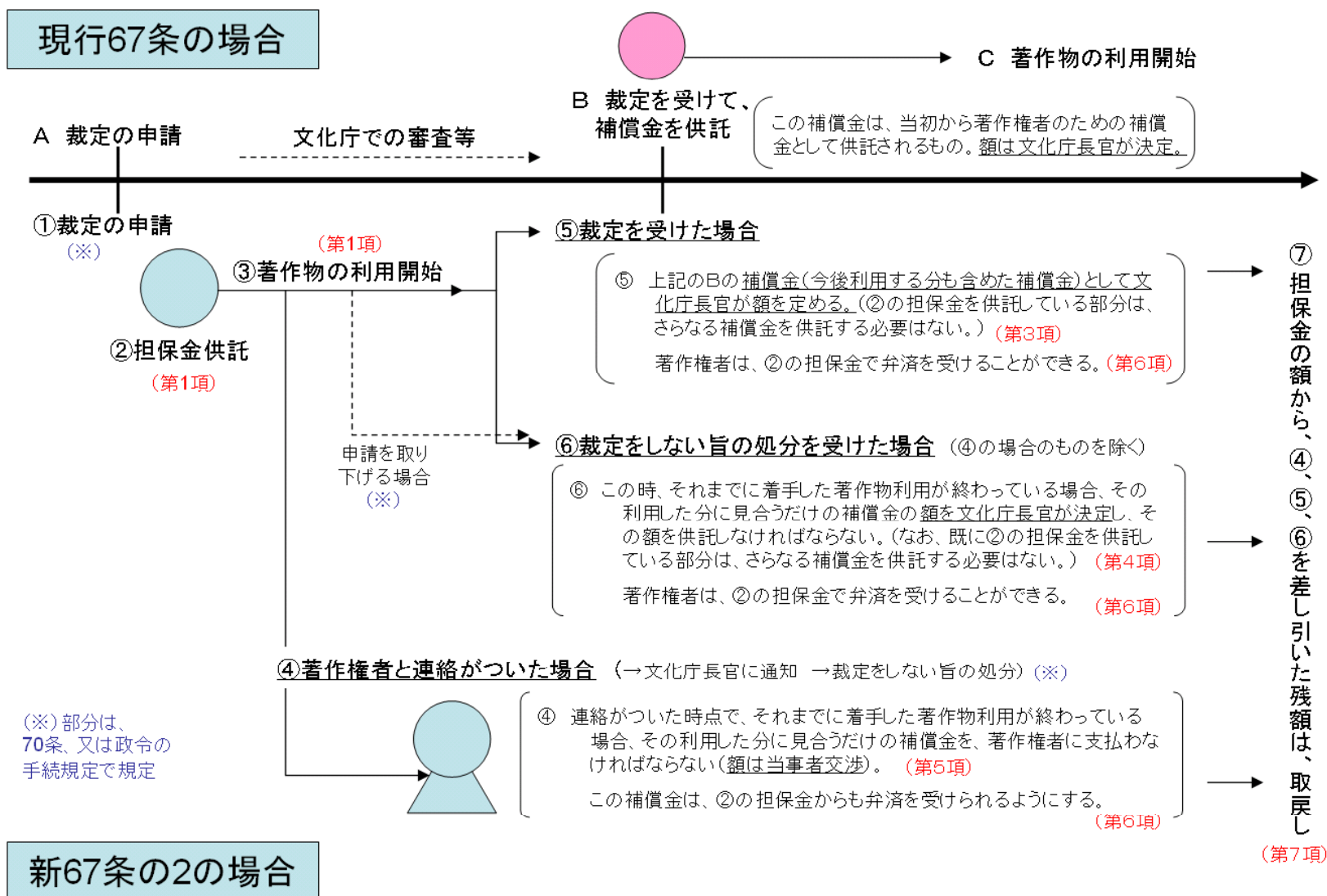
隣接権への準用(103条)

- 実演家(俳優など)等の所在が不明な場合への対応を可能にするもの(現行法では隣接権者不明の場合に裁定制度を利用することができない)

2. インターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図るための措置

権利者不明の場合の利用の円滑化(3)

現行裁定制度(67条)と新制度のフローチャート



3. 障害者の情報利用の機会の確保のための措置

障害者関係(1)

視覚障害者等のための複製等(37条3項)

対象障害種、複製等主体、対象行為の各拡大

	現行法		改正法
障害の種類	視覚障害者		視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者 ⇒ 発達障害、色覚障害等も対象に
複製等が認められる主体	点字図書館等の視覚障害者の福祉の増進を目的とする施設(政令指定)		視覚障害者等の福祉に関する事業を行う者(政令指定) ⇒ 公共図書館等も指定可能に
認められる行為	録音図書の作成、録音物の貸出、自動公衆送信		視覚障害者等が必要な方式での複製、その複製物の貸出、譲渡、自動公衆送信 ⇒ 拡大図書、デジタル図書等の障害者が必要とする方式で作成が可能に

- 対象著作物:「公表著作物」→「視覚著作物」
- 「当該著作物以外の著作物で・・・」の意味:映像の解説音声の作成
- 但書の趣旨:権利者が障害者対応の著作物を提供するインセンティブを削がないようにとの配慮
- 関連規定の整備:43条4号(翻訳翻案)、47条の9(譲渡権の制限)、49条1項1号(目的外使用の禁止)、86条1項(出版権準用)、102条1項(隣接権準用)、同4項(権利制限規定の適用を受けて作成された複製物の増製)

3. 障害者の情報利用の機会の確保のための措置

障害者関係(2)

聴覚障害者等のための複製等(37条の2)

対象著作物、対象障害種、複製等主体、対象行為の各拡大

	現行法	改正法
著作物の範囲	放送、有線放送される著作物	聴覚で表現が認識される公表著作物 ⇒ <u>映画も対象に</u>
障害の種類	聴覚障害者	聴覚障害者その他聴覚による表現の認識に障害のある者 ⇒ <u>発達障害、難聴等も対象に</u>
複製等が認められる主体	聴覚障害者の福祉の増進を目的とする事業を行う者(政令指定)	聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者(政令指定) ⇒ <u>公共図書館等も指定可能に</u>
認められる行為	字幕のリアルタイムでの自動公衆送信	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害者等が必要な方式での複製、公衆送信 ・字幕等を映像に付加して複製、貸出 ⇒ <u>①異時の字幕等の送信が可能に</u> <li style="padding-left: 20px;"><u>②手話等の作成も可能に</u> <li style="padding-left: 20px;"><u>③字幕入映画の貸出が可能に</u>

- 1号: 音声部分の複製 & 自動公衆送信が認められる
- 2号: 字幕等を映像に付加した複製 & 貸出が認められる(※公衆送信は対象外)
- 「当該著作物以外の著作物で・・・」の意味: 映画中のセリフ・歌詞を映像をあわせて複製
- 関連規定の整備: 43条5号(翻訳翻案)、47条の9(譲渡権の制限)、49条1項1号(目的外使用の禁止)、86条1項(著作権準用)、102条1項(隣接権準用)

国立国会図書館法の一部を改正する法律

1. 国立国会図書館は、独立行政法人、国立大学法人、特殊法人等、地方公共団体の諸機関において公衆に利用可能にされているインターネット資料の収集等を行うことができる旨新たに規定。(国立国会図書館法25条の3)
2. あわせて著作権法を改正し、1. の収集等のために必要な複製を権利者に無許諾で行えるよう、権利制限規定を創設。(著作権法第42条の3)

施行期日等

- 著作権法の一部を改正する法律（平成21年法律第53号）

・・・平成22年1月1日施行

※【例外】登録原簿電子化の関係（70条2項、78条、88条2項、104条、附則6条）は、公布日から2年を超えない範囲で政令が定める日から施行

※【経過措置】37条3項に関して附則2条、67条及び67条の2に関して附則3条、121条の2に関して4条、罰則に関して5条

- 国立国会図書館法の一部を改正する法律（同73号）

・・・平成22年4月1日施行

今後の主な課題

- 権利制限の一般規定
- 間接侵害
- リバースエンジニアリング
- 公文書管理法成立に伴う改正
- 保護期間延長問題
- 通信放送一元化への対応
- 私的録音録画補償金の見直し

などなど